

福岡県公報

平成22年7月12日
第3134号

目次

告示(第1149号 - 第1152号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
保安林の所在場所等	(森林保全課)	1
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	2
公告			
建築協定の認可	(建築指導課)	2

告示

福岡県告示第1149号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市土手ノ内一丁目300番1及び300番4から300番18並びに1873番の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡水巻町二西三丁目19番29号
株式会社 エイダイハウジング 代表取締役 小袋 美枝子

福岡県告示第1150号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字上頓野字元取4072番1から4072番6まで、字屋敷田4200番14及び4200番19から4200番37まで、4200番39から4200番64まで、字奥山4399番1から4399番4まで及び4427番1並びに字蕪良谷4623番1及び4623番17から4623番28まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
直方市殿町7番1号
直方市長 向野 敏昭

福岡県告示第1151号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林の所在場所
宗像市山田字讃陀光寺413、417、418、字平原442の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1152号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成22年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する要措置区域

嘉麻市漆生字山門587番8の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 土地所有者等の住所及び氏名

筑紫野市美しが丘南5丁目19番13号

野田 照 ほか68名

2 協定の理由

住宅地として良好な環境を高度に維持増進するため

3 協定の概要

建築物の敷地、位置、用途及び形態に関する基準を定める。

4 協定区域の地名

筑紫野市美しが丘南5丁目（10番1 ほか）

5 区域の面積

31,220.42㎡